

●香川県告示第219号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

令和3年5月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 中土指道 第2号
- 2 指 定 年 月 日 令和3年4月22日
- 3 指定道路の位置 善通寺市中村町字不動769番2の一部
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 6.20メートル
延長 27.05メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。